

医療法人社団永生会 ケアプランセンターぴあの 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団永生会が開設する医療法人社団永生会 ケアプランセンターぴあの(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 介護支援専門員は、要介護者が可能な限りその居宅において、現に有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の心身の状態や置かれている環境などを勘案し、ケアプランを作成する。契約者は自ら選ぶことが出来るよう、ケアプランに位置付ける福祉サービス及び保健医療サービスについて、複数の事業所の紹介を求めること、紹介した事業所の選定理由についても説明を求めることができる。
- 二 介護支援専門員はその支援提供にあたっては、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定居宅サービス等が公正中立に行われるよう支援する。
- 三 事業の運営にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 四 当事業所のサービスの質の向上のため、定期的に第三者評価を受け、評価結果を公表する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団永生会 ケアプランセンターぴあの
- 二 所在地 東京都町田市鶴間七丁目3番3号 介護老人保健施設オネスティ南町田1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上 (うち管理者との兼務1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析票はリ・アセスメントシートを用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

五 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者からの同意を得ることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越え1 km 毎に 100円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、町田市、横浜市、大和市、相模原市の区域とする。

(相談・苦情対応・ハラスメント)

第8条 当事業所は、利用者又はそのご家族からの相談、苦情・ハラスメントに対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はそのご家族の要望、苦情・ハラスメントに対し、迅速に対応する。

- 一 ハラスメント防止対策に関する指針の整備
- 二 ハラスメント対策マニュアルの作成及び整備

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、改善策を講じるものとする。
- 二 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

第10条、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止委員会の設置と委員会を定期的開催する。
 - 二 虐待の防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の開催
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を整備する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(身体拘束)

第13条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために、身体拘束等に関する会議において対応指針を整備しマニュアルに沿って対応するものとする。

- 一 虐待防止委員会の設置と委員会を定期的開催する。
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の開催
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団永生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 : この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 : この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 : この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 : この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則 : この規程は 令和7年4月1日から施行する。